令和５年 10 月～11 月　遺言書体験会

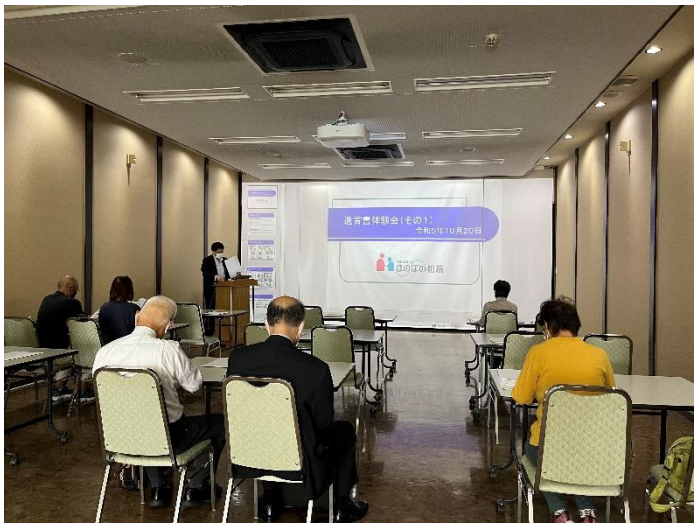

幅広い知識と豊富な経験を持った行政書士が
ご相談に応じます。

個別に事情を良くお聞きして，具体的に遺言書が書けるようアドバイスします。

行政書士は、守秘義務がありますので、
安心して相談できます。

不動産の表記方法や財産目録，遺留分に注意する事など，詳しくご相談に乗ります。

広い会場で３密を避け，法律に基づいた的確な
アドバイスを行います。。

相続税などは，「一般社団法人ほのぼの相続」グループの「税理士法人アスタクス」にご相談出来ます。